

1 相続人の概要

★★★

相続により財産を取得することができる者

Theme

相続により財産を取得することができる者を相続人といいます。我が国においては、相続人となることができる者を民法で定めています（法定相続主義）。相続人は**配偶者相続人**と**血族相続人**の2つに大別され、双方が同順位で相続人となります。

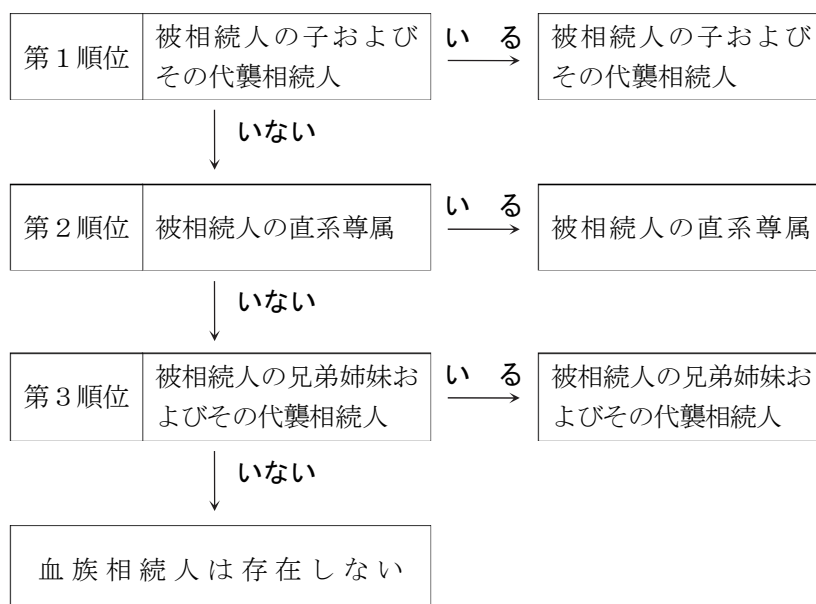


1 配偶者相続人

民法上「被相続人の配偶者は、常に相続人となる」と定められています。ここでいう配偶者とは、**相続開始の時に被相続人と正式な婚姻関係にある者**をいいます。したがって、内縁関係にある者および離婚した者は、相続人となるできません。

2 血族相続人

配偶者相続人と同順位で相続人となる血族相続人については、順位を付して相続人となる者を定めています。



3 相続人となれない事由（代襲原因）

次に掲げる事由のいずれかに該当する者は、配偶関係にある者および血族関係にある者であっても、相続人となることはできません。

但し、(1)から(3)により相続人となれなかった者に子（孫）がいる場合は、その子（孫）は代襲相続人となることができます。

(1) 相続の開始以前に**死亡**している。

（参考）同時死亡の推定

飛行機・自動車など交通機関による事故や、地震・火事などの災害によって親子・夫婦が同時に死亡するケースが多く見受けられます。これら親子・夫婦のどちらが先に死亡したかによって相続関係は大変な違いが生じることになりますが、民法では、「数人の者が死亡した場合において、そのうちの1人が他の者の死亡後なお生存していることが明らかでないときは、これらの者は同時に死亡したものと推定する」としています。

《同時死亡の効果》

同時死亡は、死亡の前後を区別しないということであり、次の効果があります。

- (1) 同時死亡の推定を受けた者の間では、相互に相続は開始しません。
- (2) 同時死亡は相続開始以前の死亡に含まれるため、代襲原因となります。

(2) 相続人の**欠格事由**に該当している。

欠格事由とは被相続人などの生命に対する侵害行為や遺言に関する違法な干渉をいいます。

(3) 推定相続人から**廃除**されている。

廃除とは被相続人に対し虐待等を加えまたは著しい非行がある遺留分のある推定相続人を被相続人が家庭裁判所に請求をして相続権を失わせることをいいます。なお、廃除（廃除の取消しを含む）は生前でも遺言でもどちらでもできます。

2 子およびその代襲相続人

★★★

子や孫が相続人になること

Theme

1 子の範囲

実子・養子・嫡出子（正式な婚姻関係のもとに生まれた子）・非嫡出子（正式な婚姻関係外のもとに生まれた子）を問いません。

(1) 養子

① 養子縁組の日から嫡出子たる身分を取得します。

② 実親または養親が死亡した場合

1) 普通養子制度

自然血族は消滅しないため、実親・養親双方の相続人となります。

2) 特別養子制度

自然血族は消滅するため、養親のみの相続人となります。

（注）特別養子

実親から虐待されたり、監護が著しく困難な事情にある、原則として15歳未満の子どもについて、家庭裁判所の審判によって行われる養子縁組をいいます。

特別養子制度と普通養子制度

	特別養子制度	普通養子制度
成 立	家庭裁判所の審判	当事者の合意に基づく届出
成 立 基 準	子どもの利益のために特に必要であると認められること	なし
養 子 と な る 資 格	原則として15歳未満	養親より年長でないこと 養親の尊属でないこと
実 親 と の 関 係	断絶する （近親婚制限は受ける）	継続 親権のみが養親に移る

（参考）未成年者を養子とする縁組

- (1) 未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければなりません。ただし、自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りではありません。
- (2) 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければなりません。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合または配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りではありません。

（参考）未成年者の婚姻についての父母の同意

- (1) 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければなりません。
- (2) 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りません。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、またはその意思を表示することができないときも同様です。

(2) 非嫡出子

- ① 被相続人が男性の場合……認知が必要
- ② 被相続人が女性の場合……認知は不要

（分娩出産の事実があれば良い。）

※ 遺言によっても認知でき、遺言者の死亡の時にその効力が生じます。

※ 認知の効力は出生時に遡って生じます。

(3) 胎児

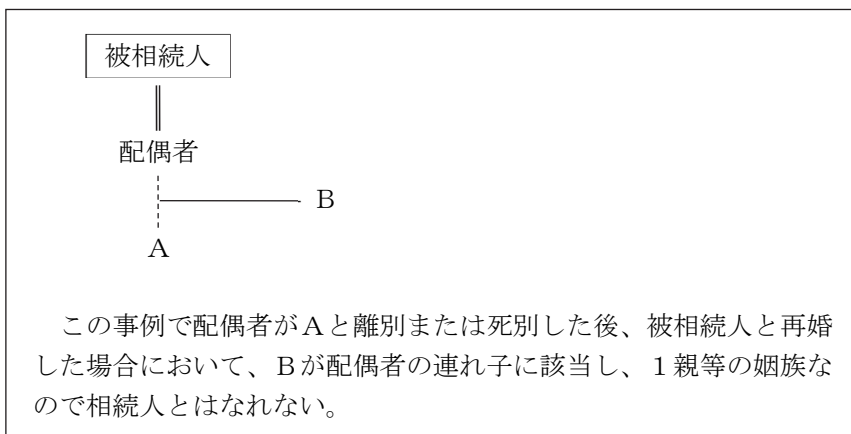
胎児については、相続について既に生まれたものとみなして相続権を認めます。ただし、死産の場合には相続人として取り扱いません。

※ 相続税法では、相続税の申告期限においてまだ胎児が生まれていないときは、その胎児がないものとして取り扱います。

(4) 配偶者の連れ子

血族でないため相続人となりません。

【配偶者の連れ子の例】



2 子の代襲相続人

被相続人の子が相続開始以前に死亡または欠格もしくは廃除により相続権を失っているときは、その者の直系卑属（被相続人の孫や曾孫）が代襲者となって相続します。

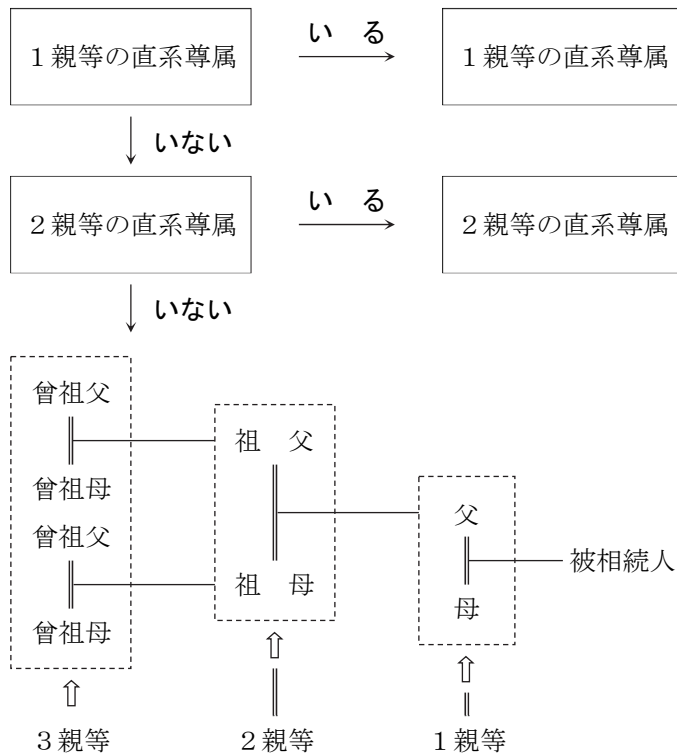
3 直系尊属



父母や祖父母が相続人になること

Theme

直系尊属とは、直系（血統が直線的につながっていること）の尊属（自分より世代が上の者）で、かつ血族である者をいうため、被相続人の父母以外に祖父母なども直系尊属になります。この場合、被相続人に**親等の近い者から優先**して相続人となります。



※ 代襲の規定はありません

(参考) 被相続人が養子の場合

(1) 普通養子制度

自然血族は消滅しないため、実親・養親を問わず相続人となります。

(2) 特別養子制度

自然血族は消滅するため、実親は相続人となれず養親のみが相続人となります。

4 兄弟姉妹およびその代襲相続人

★★

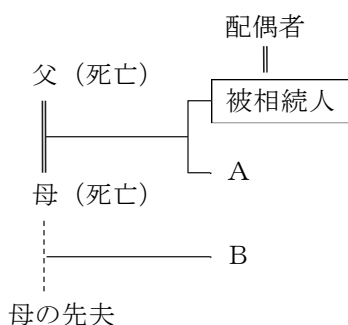
兄弟姉妹や甥、姪が相続人になること

Theme

兄弟姉妹の代襲相続人については、兄弟姉妹の子（甥、姪）までに限定され、**再代襲はできません**。

なお、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹を半血兄弟姉妹、父母の双方を同じくする兄弟姉妹を全血兄弟姉妹といいます。いずれも相続権を有します。

【半血兄弟姉妹の例】



この事例における相続人は、配偶者、AおよびBであり、Bは半血兄弟姉妹、Aは全血兄弟姉妹である。

5 相続分

★★★

相続人が被相続人から承継すべき権利義務の割合

Theme

相続人は相続開始の時から、被相続人に属していた一切の権利義務を承継しますが、相続人が複数存在した場合には、各相続人がどれだけの権利義務を承継するかが問題となります。

相続分とは、**相続人が被相続人から承継すべき権利義務の割合**をいいます。

なお、民法で規定している相続分には次のものがあります。

- (1) 法定相続分
- (2) 代襲相続分
- (3) 指定相続分
- (4) 特別受益者の相続分
- (5) 寄与相続人の相続分

1 法定相続分 **頻出！**

法定相続分とは、民法で定められた、相続人が被相続人から承継する原則的な相続分です。

ただし、この割合は必ず従うべきものではなく、あくまで目安です。実際には各相続人での話し合いにより、取得する財産（割合）を決定します。

配偶者相続人	血 族 相 続 人		
	第1順位（子）	第2順位(直系尊属)	第3順位(兄弟姉妹)
$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$ （全体）		
$\frac{2}{3}$	いない →	$\frac{1}{3}$ （全体）	
$\frac{3}{4}$	いない →	いない →	$\frac{1}{4}$ （全体）
1	いない →	いない →	いない
いない	1（全体）		
いない	いない →	1（全体）	
いない	いない →	いない →	1（全体）

（注1）子、直系尊属および兄弟姉妹が数人いる場合

各人の相続分を相等しくするため、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{3}$ または $\frac{1}{4}$ を人数で除した割合が相続分となります（均分相続の原則）。

（注2）非嫡出子の相続分（第1順位）

非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分と同等です。

（注3）半血兄弟姉妹の相続分（第3順位）

相続分は全血兄弟姉妹の $\frac{1}{2}$ です。

2 代襲相続分

代襲相続人の相続分を代襲相続分といい、代襲相続分（全体）は被代襲者（相続開始以前に死亡している者または民法に定める欠格事由もしくは廃除規定により相続権を失った者）が**相続するはずであった相続分**に一致します。

代襲相続人の数	代 襲 相 続 分
1 人 の 場 合	被代襲者が受けるべきであった相続分と同じ。
2 人 以 上 の 場 合	被代襲者が受けるべきであった相続分を、その被代襲者の代襲相続人が法定相続分にしながら分割（人数で等分）。

3 指定相続分

指定相続分とは、被相続人が**遺言**により相続人の**相続分を指定**することをいいます。相続分の指定をする場合、被相続人は相続人全員の相続分を指定することもでき、また、一部の相続人についてのみ相続分を指定することもできます。なお、指定相続分は、法定相続分、代襲相続分よりも優先します。



6 法定相続分および代襲相続分の例 ★★★

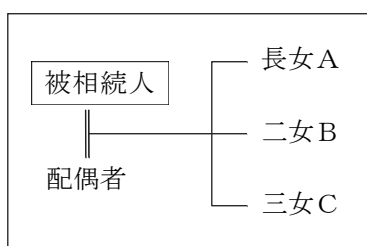
相続分を具体的事例で確認する

👉 頻出！

👉 実技頻出

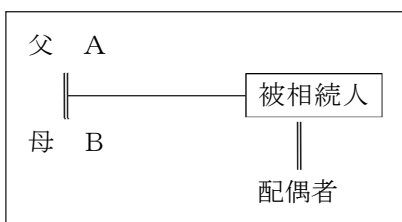
Theme

1 配偶者と子が相続人である場合（第1順位）

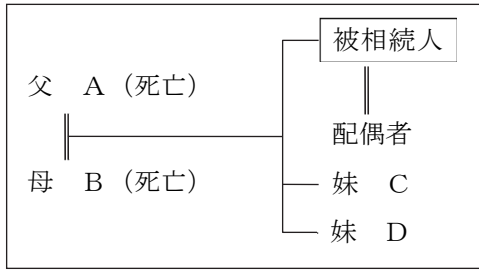


- ① 配偶者相続人と第1順位の血族相続人との組み合わせであるため、配偶者相続人の相続分は $\frac{1}{2}$ 、血族相続人の相続分は全員で $\frac{1}{2}$ となります。
- ② 長女A、二女Bおよび三女Cの相続分は血族相続人全員の相続分 $\frac{1}{2}$ を均等に分けるため、各 $\frac{1}{6}$ ($\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$) となります。

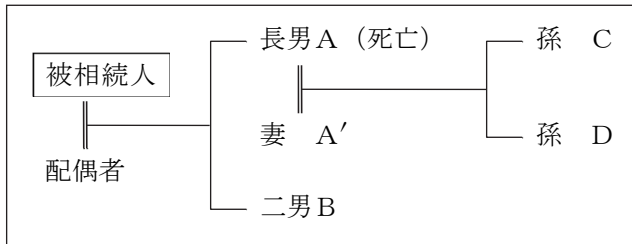
2 配偶者と直系尊属が相続人である場合（第2順位）



- ① 配偶者相続人と第2順位の血族相続人との組み合わせであるため、配偶者相続人の相続分は $\frac{2}{3}$ 、血族相続人の相続分は全員で $\frac{1}{3}$ となります。
- ② 父Aおよび母Bの相続分は、血族相続人全員の相続分 $\frac{1}{3}$ を均等に分けるため、各 $\frac{1}{6}$ ($\frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$) となります。

3 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合（第3順位）

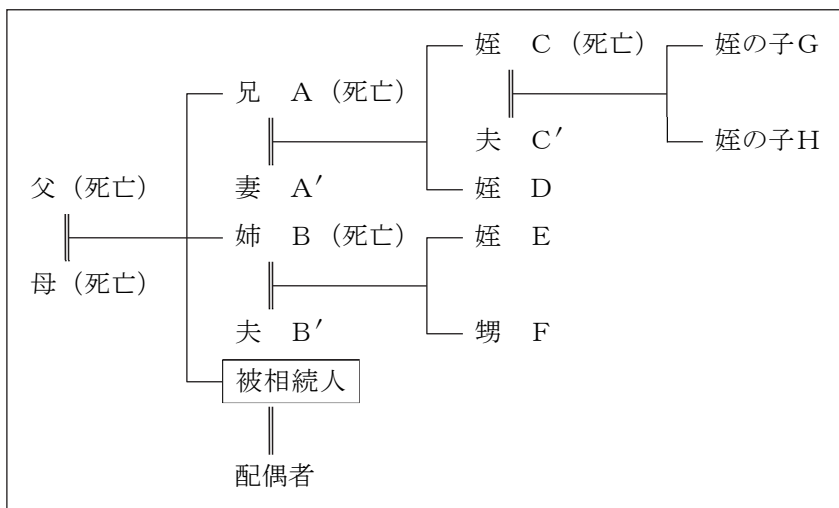
- ① 配偶者相続人と第3順位の血族相続人との組み合わせであるため、配偶者相続人の相続分は $\frac{3}{4}$ 、血族相続人の相続分は全員で $\frac{1}{4}$ となります。
- ② 妹Cおよび妹Dの相続分は血族相続人全員の相続分 $\frac{1}{4}$ を均等に分けるため、各 $\frac{1}{8}$ ($\frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$) となります。

4 子の代襲相続 **頻出！**

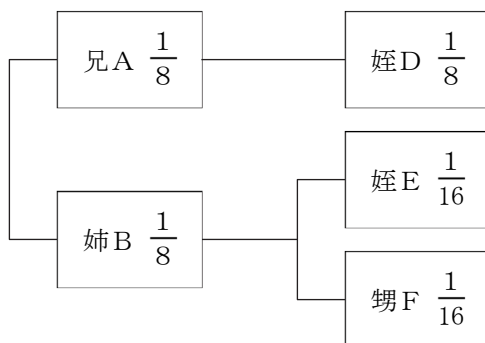
血族相続人全員の相続分 $\frac{1}{2}$ を次のように分けますが、代襲相続人が2人（孫C、孫D）いるため、被代襲者（長男A）が受けるべきであった相続分（ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$ ）を法定相続分にしながら均等に按分します。

各相続人の相続分は次のとおりです。

配偶者	$\frac{1}{2}$
二男B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
孫 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$
孫 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$

5 兄弟姉妹の代襲相続

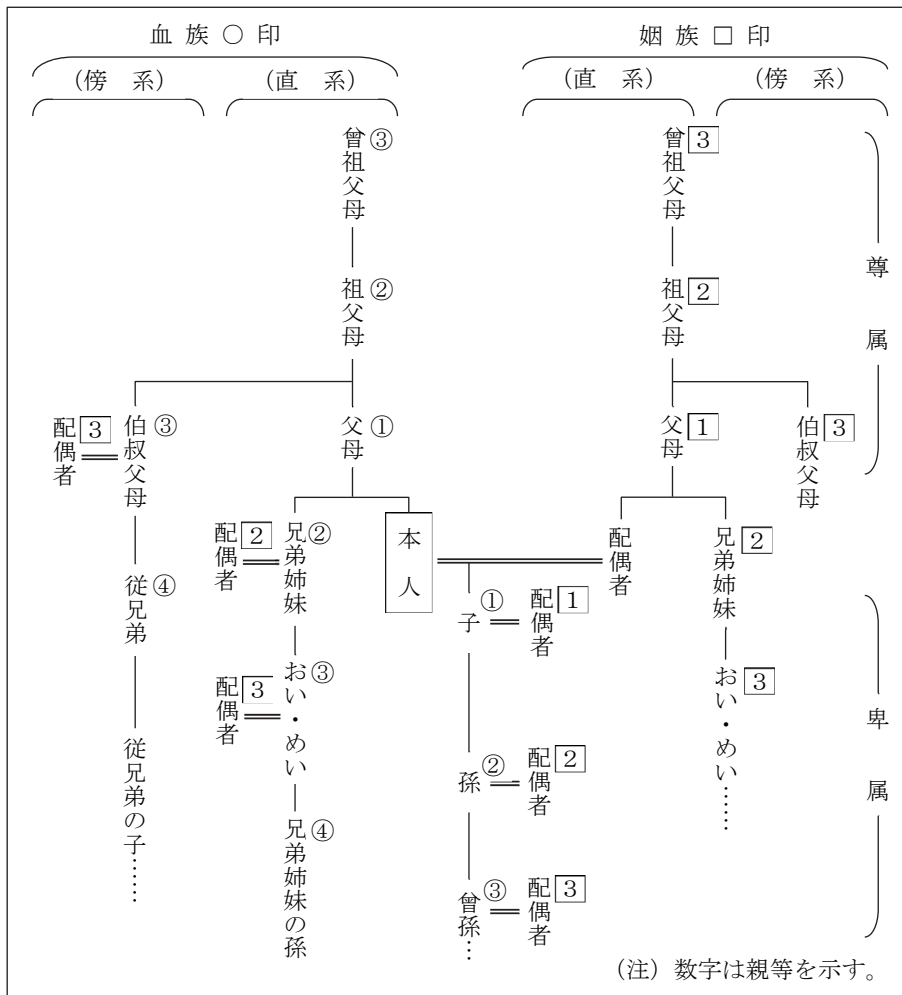
血族相続人全員の相続分 $\frac{1}{4}$ を次のように分けますが、代襲相続人である姪D、姪Eおよび甥Fの被代襲者（Dの被代襲者は兄A、E及びFの被代襲者は姉B）がそれぞれ異なるため、代襲相続人を分けて相続分を計算します。なお、第3順位の代襲は1回（兄弟姉妹の子まで）しか認められないため、姪の子Gおよび姪の子Hは相続人となることはできません。



各相続人の相続分は次のとおりです。

配偶者	$\frac{3}{4}$
姪 D	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$
姪 E	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{16}$
甥 F	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{16}$

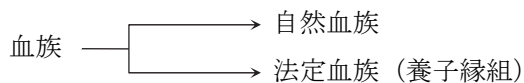
【参考資料】 親 族 図

(1) 親 族 頻出！

親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族に該当する者をいいます。

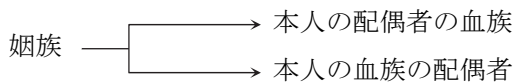
(2) 血 族

血族とは血統のつながりのある親族をいい、自然血族と法律上血のつながりを認める法定血族とに大別されます。



(3) 姻 族

姻族とは婚姻によってできる親族関係をいいます。



夫婦の一方が死亡した場合、生存配偶者と死亡した者の血族との姻族関係は、生存配偶者が所定の届出を行うことにより終了します。

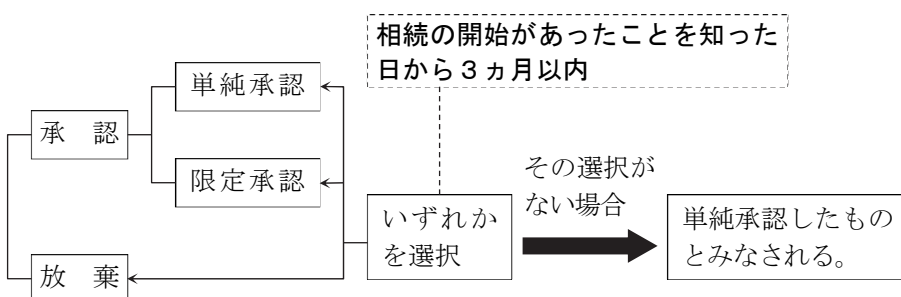
7 相続の承認と放棄

★★

相続をすることと相続しないこと

Theme

相続人は、相続開始と同時に被相続人に属する財産上の権利義務を当然に承継します。もし被相続人が債務超過であった場合には、その債務超過部分も相続人が負担しなければなりません。そこで、相続人の利益保護および相続人の意思を尊重するために、相続するか否かの選択権が相続人に与えられています。



1 単純承認

単純承認とは、被相続人の権利義務を**無限に承継**することをいいます。したがって、被相続人が債務超過であった場合には、その債務超過部分を相続人が自分の財産を持ち出して弁済しなければなりません。

次のような場合には、相続人は単純承認をしたものとみなされます。

- (1) 相続人が相続財産の**全部または一部を処分**したとき。ただし、保存行為その他一定期間内の賃貸をする場合は除かれます。
- (2) 相続人が自己のために相続の開始があったことを知った日から**3ヵ月以内に限定承認または放棄をしなかった**とき。
- (3) 相続人が限定承認または放棄をした後でも相続財産の全部もしくは一部を隠匿し、私的にこれを消費しまたは悪意でこれを財産目録中に記載しなかったとき。

2 限定承認

限定承認とは、**相続によって得た財産の限度**においてのみ被相続人の債務等を弁済すべきことを留保して相続の承認することをいいます。したがって、被相続人が債務超過であった場合においても、相続人はその債務超過部分を自分の財産を持ち出してまで弁済する必要はなくなります。

限定承認をするには、相続人が数人いるときは、**全員**で行わなければならない。また、**相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内**に財産目録を作成して、家庭裁判所に**限定承認申述書**を提出しなければなりません。

（参考）

限定承認すると、相続財産は競売の方法によって換価され、債務の弁済に充当されます。もし、相続財産よりも債務の方が多い場合は、配当弁済の方法によって債権額に按分して支払われますが、債権者の中に抵当権や質権を持っている者がいるときはその者が優先的に弁済を受けられます。

3 放 棄

放棄とは被相続人の権利義務の**承継をすべて拒否**することをいいます。

相続の放棄をするには、**相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内**に家庭裁判所に**相続放棄申述書**を提出しなければなりません。放棄は各相続人が**単独**でできます。

なお、相続の放棄をした者は、その相続に関しては、**初めから相続人とならなかったものとみな**します。

《相続の放棄の効果》

- ① 相続を放棄した者は相続開始時にさかのぼって、最初から相続人とならなかったものとみなされます。
- ② 放棄した者には代襲が認められません。
- ③ 放棄することにより相続人に異動を生ずる場合があります。
- ④ 相続を放棄した者は相続財産に属さない財産（生命保険金、死亡退職金等）を取得しても差し支えありません。この場合、相続税法では遺贈により取得したものと取り扱われます。